

## 「特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則の一部を改正する規則案」に関する意見募集の結果

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	—	<p>個人です。</p> <p>改正案に反対です。</p> <p>定期的な検査の頻度を「おおむね1年から4年ごと」にするのは、間隔が空きすぎていると思います。</p> <p>行政機関の行政文書の保存期間を見ると、特定個人番号に関する行政文書ファイルの保存期間が3年間で、保存期間満了後は廃棄となっているものもありますし、最短で1年未満のうちに廃棄されるものもあると思います。</p> <p>定期的な検査を適切に行えるようにするためには、特定個人番号に関する行政文書を確認できることが大切だと思いますので、「おおむね2年ごと」を「おおむね1年ごと」に短縮したほうがよいと思います。</p> <p>【個人】</p>	<p>規則改正後においても、現行規則に基づく検査と同様、検査に必要な範囲で、検査時点において保存されている行政文書ファイルを確認し、特定個人情報の取扱い状況について検査します。</p> <p>したがって、必ずしも、定期的な検査の間隔と行政文書ファイルの保存期間を合わせる必要はなく、規則改正後においても、これまでどおり適切に検査を行うことができると考えております。</p>
2	—	<p>今般の「改正」は、「行政機関等に対する定期的な検査は、現状、おおむね2年ごとに実施しているものの、特定個人情報の安全管理措置等の水準については、各行政機関等でばらつきがある状況」であることを踏まえ、従来2年毎に行うこととされていた検査周期をおおむね1年から4年とするものです。</p> <p>この点、そもそも、各行政機関等の安全管理措置等の水準がそれぞれ具体的にどのようなものであるか、外部からはうかがい知ることができません。</p>	<p>行政機関等については、特定個人情報に係る安全管理措置は概ね適切に実施されていることを確認しておりますが、その水準については各行政機関等でばらつきがあります。</p> <p>このために、これまでの検査で把握した各機関の安全管理措置の水準等を踏まえ、メリハリのついた検査周期を検討します。</p> <p>したがって、規則改正後においては、これまで以上</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>むしろ、個人情報保護委員会のサイトに掲載されている「行政機関等における特定個人情報の取扱状況について」  <a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gyosei_toriatsukai.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gyosei_toriatsukai.pdf</a> では、「行政機関等については、特定個人情報に係る安全管理措置は概ね適切に実施されていることが確認できた。」との認識が示されています。</p> <p>このような個人情報保護委員会の認識からすると、検査周期がおおむね1年から4年とされた場合、多くのケースで検査周期がおおむね4年とされることとなり、安全管理措置のチェックが十分になれなくなる可能性があります。</p> <p>よって、各行政機関等における特定個人情報の安全管理措置等のレベルについての個人情報保護委員会の認識、検査周期がおおむね1年から4年とされた場合にそれぞれの検査周期で検査される行政機関等の数を明らかにしないまま検査周期をおおむね1年から4年とすることは妥当ではないと考えます。</p> <p>以上のとおり、以下の姓名欄記載の共同で意見を提出します。  <b>【個人連名】</b></p>	<p>に柔軟かつ効果的な立入検査を実施できるとなると考えております。</p>

**【凡例】**

- 「規則」：特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第二号）